

平成17年第6回佐渡市議会定例会会議録（第9号）

平成17年12月26日（月曜日）

議事日程（第9号）

平成17年12月26日（月）午前10時00分開議

第1（総務文教常任委員会に付託した件）

議案第258号から議案第260号まで、議案第264号、議案第281号、議案第286号、
請願第16号、継続審査中の請願第10号及び継続審査中の請願第11号

（厚生常任委員会に付託した件）

議案第261号から議案第263号まで、議案第282号及び議案第283号、議案第287
号、陳情第4号、継続審査中の請願第1号

（産業経済常任委員会に付託した件）

議案第265号から議案第272号まで、議案第290号、継続審査中の請願第2号、継続審
査中の請願第4号、継続審査中の請願第8号、継続審査中の請願第14号

（建設常任委員会に付託した件）

議案第273号から議案第280号まで、議案第284号及び議案第285号、議案第291
号

（決算審査特別委員会に付託した件）

継続審査中の議案第232号及び継続審査中の議案第233号、継続審査中の議案第257号

第2 発議案第15号

第3 発議案第16号

第4 発議案第17号

第5 新市建設計画等調査特別委員会の中間報告の件

第6 議案第289号

第7 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（58名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	臼杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	稲辺茂樹君
9番	金田淳一君	10番	臼木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君

13番	廣	瀬		擁	君	14番	大	谷	清	行	君
15番	小	田	純	一	君	16番	末	武	榮	子	君
17番	小	杉	邦	男	君	18番	池	田	寅	一	君
19番	大	桃	一	浩	君	20番	中	川	隆	一	君
21番	欠				員	22番	岩	崎	隆	寿	君
23番	高	野	庄	嗣	君	24番	羽	入	高	行	君
25番	中	村	良	夫	君	26番	石	塚	一	雄	君
27番	若	林	直	樹	君	28番	田	中	文	夫	君
29番	金	子	健	治	君	30番	村	川	四	郎	君
31番	高	野	正	道	君	32番	名	畑	清	一	君
33番	志	和	正	敏	君	34番	金	山	教	勇	君
35番	白	木	善	祥	君	36番	渡	邊	庚	二	君
37番	佐	藤		孝	君	38番	金	光	英	晴	君
39番	葛	西	博	之	君	40番	猪	股	文	彦	君
41番	川	上	龍	一	君	42番	本	間	千佳	子	君
43番	大	場	慶	親	君	44番	金	子	克	己	君
45番	本	間	武	雄	君	46番	根	岸	勇	雄	君
47番	牧	野	秀	夫	君	48番	近	藤	和	義	君
49番	熊	谷		実	君	50番	本	間	勇	作	君
51番	祝		優	雄	君	52番	兵	庫		稔	君
53番	梅	澤	雅	廣	君	54番	竹	内	道	廣	君
55番	渡	部	幹	雄	君	56番	大	澤	祐治	郎	君
58番	加	賀	博	昭	君	59番	岩	野	一	則	君
60番	浜	口	鶴	蔵	君						

欠席議員（1名）

57番 肥田利夫君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高	野	宏一郎	君	助役	大	竹	幸	一	君
助役	親	松	東一	君	総務課長	齋	藤	英	夫	君
財政課長	浅	井	賀康	君	市民課長	青	木	典	茂	君
企画情報課長	中	川	義弘	君	社会福祉課長	熊	谷	英	男	君
環境保健課長	大	川	剛史	君	医療課長	木	村	和	彦	君

農林水産 課長補佐	本	間	俊一	郎	君	観光商工 課長	市	川		求	君
建設課長	佐	藤	一	富	君	水道課長	田	畑	孝	雄	君
会計課長	粕	谷	達	男	君	選管・監査 事務局局長	菊	地	賢	一	君
農業委員会 会長	永	井	忠	昭	君	農業委員会 会長	渡	辺	兵三	郎	君
教育長	石	瀬	佳	弘	君	教育委員長	豊	原	久	夫	君
教育委員会 教学校教 育長	鹿	野	一	雄	君	教育委員会 生涯学習 課長	坂	本	孝	明	君
選挙管理 委員会 委員長	林		千	隆	君	消 防 長	加	藤	侑	作	君
両津支所長	末	武	正	義	君	相川支所長	大	平	三	夫	君
佐和支所長	清	水	紀	治	君	新穂支所長	斎	藤		正	君
畑野支所長	荒		芳	信	君	真野支所長	山	本	真	澄	君
小木支所長	斉	藤		博	君	羽茂支所長	古	田	英	明	君
赤泊支所長 庶務課長	渡	辺	鉄	男	君	代監査委員	清	水	一	次	君

事務局職員出席者

事務局 長	佐々木	均	君	事務局次長	山	田	富巳夫	君	
議事係 長	中	川	雅史	議事係	松	塚	洋	樹	君

午前10時00分 開議

○議長（浜口鶴蔵君） おはようございます。ただいまの出席議員55名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 （総務文教常任委員会に付託した件）

議案第258号から議案第260号まで、議案第264号、議案第281号、議案第286号、請願第16号、継続審査中の請願第10号及び継続審査中の請願第11号

（厚生常任委員会に付託した件）

議案第261号から議案第263号まで、議案第282号及び議案第283号、議案第287号、陳情第4号、継続審査中の請願第1号

（産業経済常任委員会に付託した件）

議案第265号から議案第272号まで、議案第290号、継続審査中の請願第2号、継続審査中の請願第4号、継続審査中の請願第8号、継続審査中の請願第14号

（建設常任委員会に付託した件）

議案第273号から議案第280号まで、議案第284号及び議案第285号、議案第291号

（決算審査特別委員会に付託した件）

継続審査中の議案第232号及び継続審査中の議案第233号、継続審査中の議案第257号

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第1、これより総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

葛西総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 葛西博之君登壇〕

○総務文教常任委員長（葛西博之君） おはようございます。委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第258号 佐渡市行政組織条例の制定について。本案は、肥大化した佐渡市の行政組織を平成18年4月から現行の課制を部制に変更し、部長に政策実行の際の迅速化を実現するための権限委譲を行うとともに、部単位での縦系列の強化を図ると同時に、行政運営の明確化、効率化を推し進めるため、佐渡市行政組織条例の全部改正を行うものであります。また、部制施行と同時に、住民窓口機能を強化するとともに、地域振興業務に重点を置いた地域特性を生かせる組織へ再編することにより住民サービスの向上を図り、あわせて職員についても適正人員への速やかな移行を図りつつ、専門、特化の部門を設けることにより人材の有効活用にも重点を置いた組織とするものであります。審査の結果、次の意見を付して賛成多数で可決すべきものとして決定しました。

意見。総務文教常任委員会。市長の強力なリーダーシップのもと、類似団体を参考にする等人口規模や面積、地理的条件にも配慮した行政組織とすべきであり、合併により肥大化した現在の組織を徹底的に見直し、いたずらに屋上屋を架すことなく、適正な組織改革を実施することにより職員の当事者意識を高め、当面する行政課題の解決や佐渡市独自の事業展開を図るなど斬新な組織づくりを心がけるよう指摘する。

なお、人員配置については従来の年功序列を廃するとともに、時宜を得た職員研修を重ねることにより将来を見据えた人材育成と人材発掘に努め、民間をも含む積極的な人事交流による組織の活性化を図るべきである。また、行政サービスの窓口である支所と本庁の業務が重複する二重構造的機構を解消し、住民ニーズの的確な把握と迅速な対処が可能となる機構組織の構築を求めるものである。

厚生常任委員会。第3条において、部の内部組織等について佐渡市行政組織規則に委任し、同規則第3条において、両津病院、相川病院及びすこやか両津を保健医療課の所管としているところであるが、このことは当該施設の経営と運営に支障を来すと思料するので、同条の修正により当該施設を市長の直轄とし、あわせて関係例規についても精査されるよう申し入れる。

議案第259号 佐渡市収入役の事務の兼掌に関する条例の制定について。本案は、地方自治法第168条第2項の規定に基づき、本市に収入役を置かず、その事務を助役に兼掌させるための条例を制定するものがあります。審査の結果、次の意見を付して可決すべきものとして決定しました。

意見。助役の職務は、市長の補佐、市長の職務の代理、職員の担当事務の監督といった現行の職務に加え、今後は長の権限の一部が委任され、自らの権限と責任において事務処理に当たることとなる。したがって、その職務の重要性を十分に認識し、兼掌する会計事務の適正な執行には十分に配慮するとともに、助役としての職責を果たすよう指摘する。

議案第260号 両津地区の字の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。本案は、両津地区の字名の変更に伴い、名称に関係する条例の整理を行うための条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第264号 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、消防法、その他関係法令の一部改正等に伴い、佐渡市火災予防条例の一部を改正するものであります。主な改正内容は、消防法の一部が改正され、住宅への防災警報器等の設置が義務づけられたことに伴い、住宅の関係者は住宅用防災警報器または住宅用防災報知設備を設置し、それを維持しなければならないものと定めたこと。住宅用防災警報器または住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準等について定めたこと。住宅における火災の予防の推進について定めたこと。ボイラーの蒸気管を被覆する遮熱材料から現在使用が想定されない石綿を削ることとしたこと。林野火災の低減方策の一つとして、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について、山林、原野等の場所で火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内においての喫煙を禁止したこと等であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第281号 平成17年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について。本予算案は、既定の予算から歳入歳出それぞれ2億3,695万8,000円を減額し、予算総額を513億1,067万3,000円とするものであります。

主な内容は、総務費において、アスベスト対策経費として検査費用及び除去工事等に1億1,458万8,000円の増、職員の異動等による人件費の補正及び事業内容の見直しによるケーブルテレビ整備事業の1億

1,400万円の減額、廃食油ＢＤＦ精製装置購入に367万5,000円の増、図書館システムの構築事業に4,800万円の増、離島体験滞在交流促進事業については事業費の確定により1,656万円を減額するとともに、これに伴う継続費の補正もあわせて行うものであります。

民生費では、補助事業の不採択により障害福祉施設建設事業や保育所改修事業の予算を減額し、衛生費では市単独の幼児医療費助成事業に2,270万円を追加計上するほか、粒度調整機設置事業に2,205万円を予算計上するものであります。

このほか、農林水産業費では、佐和田砂田地区及び中山地区と羽茂素浜地区の県営中山間地域総合整備事業の換地清算金として9,238万3,000円を、土木費では県河川工事負担金として5,400万円を、消防費においては防火水槽整備事業として4,130万円をそれぞれ予算計上するものであります。

歳出における目的別の主な構成は、総務費2,404万円の増、民生費2億1,316万6,000円の減、農林水産業費1億953万円の減、消防費3,854万4,000円の増、その他となっております。その充当財源としては、市税1億2,584万9,000円の増、地方交付税1億4,250万5,000円の増、国庫支出金1億6,273万9,000円の減、県支出金1億7,930万8,000円の減、市債2億4,500万円の減、その他となっております。審査の結果、次の意見を付して可決すべきものとして決定しました。

意見。総務文教常任委員会。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、3節職員手当等において、再三にわたり指摘しているにもかかわらず時間外勤務手当が3,300万円措置されているが、合併により肥大化した行政組織であることを鑑みれば人員に不足があるとは認めがたく、職員の業務分担とその管理体制の問題と思料する。行政コストの削減と意識改革の必要性を職員に徹底し、代休や振替休日制度の活用と業務システムの変更等により、なお一層の経費削減に努められたい。

厚生常任委員会。4款衛生費、2項清掃費、2目じんかい処理費、15節工事請負費において、粒度調整機設置工事2,205万円を予算措置しているところであるが、このことによりスラグのJIS化に向けて努力されたい。

議案第286号 平成17年度佐渡市土地取得特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ499万5,000円を追加し、予算総額を3億3,173万5,000円とするもので、その内容は土地開発基金利子の増によるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第16号 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める請願。本請願は、2006年度以降の税制改正に向けて政府税制調査会の基礎問題小委員会が平成17年6月に取りまとめた「個人所得課税に関する論点整理」によると、給与所得控除の縮小、特定扶養控除及び配偶者控除の廃止等勤労者世帯を中心に大規模な増税につながる内容であるとして、個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

継続審査中の請願第10号 30人以下学級の実現をはじめとする教育予算の充実を求める請願。本請願は、一人一人の子供たちに豊かで行き届いた教育を実現するための教育予算の拡充に向け、30人以下学級の実施を柱とする新たな「義務標準法」の策定といじめ、不登校の解決、健康教育や食教育の充実、地域に根ざした教育の推進などの教育課題に対応するために「義務標準法」を改定するとともに、地域の特性や子

供の発達段階を考慮した弾力的な教職員配置を行うよう国に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） ただいまの総文の委員長の委員長報告に対して質問させていただきます。

議案第258号 佐渡市行政組織条例の制定について、総文からの意見が付されております。「市長の強力なリーダーシップのもと、類似団体を参考にする等人口規模や面積、地理的条件にも配慮した行政組織とすべきであり、合併により肥大化した現在の組織を徹底的に見直し、いたずらに屋上屋を架すことなく」と、まさにこれは正しいと思います。これの第一歩が今回の条例改正だと思いますが、その次に「適正な組織改革を実施することにより」という何かトーンダウンしたような意見があります。本来政治用語で言いますと適正な組織改革というのは、執行部側が逃げる場合に適正なとか、適切なとか、よく小泉さんも使っていますが、議会の側がこのことを正しいと言うならば、「一層の組織改革を」と言うならこれは非常にわかりやすい。ところが、こういった適正な組織改革というと、執行部が考えて適正と思うことをやりなさいという議会の意味としてははっきりとしないというふうに私は思いますが、ここの部分の説明を委員長にお願いしたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

葛西総務文教委員長。

○総務文教常任委員長（葛西博之君） 猪股議員のご質問でございますけれども、お答えを申し上げます。

当委員会としましては、組織機構改革については一貫して進めるべきであるということで議論はされておりまして、ここで申しました適正なという意味合いでございますけれども、当然ながら職員数も今後減らしていかなければならない。そういった時々に応じて市民のニーズ等に対応できる適正なというふうな意味合いでの適正で、この議案に対しましては当委員会非常に重要な議案というふうな位置づけで、総務課の中においても切り離しまして、1日かけて議論をさせていただきました。そういった議論を包含しますとこんなような丸い意見になりましたのですけれども、内容的には非常に厳しい意見を申し上げておるということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） その答弁もわかったようなわかりにくいような、すべてを包含しておると、反対意見も包含しておるというふうなことになるれば、この意見そのものが適正な意見ではないと思うのですが、あえてもう一度言いますが、この文脈から見ると、「屋上屋を架すことなく」と、こう来れば「一層の組織改革の実施を求める」と、こう来るのが普通の日本語であり、貴委員会の意思だというふうに私は理解をして、今回の行政改革はその第一歩だと、含みはあるけれども、第一歩だというふうに私はそれなりに評価をしておるわけですが、そういうふうな意味合いだろうと私は考えますが、そこの1点だけもう一度ご答弁願いたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（葛西博之君） まさにおっしゃるとおりでありまして、私どもの申し上げた適正なというのは、まず7万あるいは6万自治体としてあるべき行政組織というのが基本にあります。それをまず示す。さらに、現在おられる大勢の職員をいかに活用するかという意味で、佐渡市独自の適正な、まさに職員に応じた適正な規模を考えなさいという意味で申し上げさせていただきましたので、ご理解をいただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君の質疑は終わります。

次に、村川四郎君。

○30番（村川四郎君） 議案第281号ですけれども、これは厚生委員会の関連の質問をさせていただきます。

一般会計補正予算の36ページから37ページのところなのですが、民生費、社会福祉費、6目の障害者福祉費ということで、需用費で南部の知的障害者の作業施設クローバーと12月1日に新しく移設しましたやはり南部の精神障害者作業所のサウスクラブのところで、光熱水費と上下水道代52万、修繕料39万3,000円が補正されていますけれども、どちらも現在、クローバーの方は週5日の開設、サウスクラブの方は月4日ですけれども、人件費の報酬というのが2万円しか出ていません。それで、非常に運営は厳しい状況であるということを利用者、それから支援者の方からお聞きしていますけれども、佐渡市の今後の支援について、ほかの方面においても援助できる体制にあるのかどうか、審議されたのか、これ1点お聞きします。

それからもう一つは、合併特例債事業Aランクに指定されていました相川の希望の家、これは11の工事請負費で、工事請負費が1億円が減額となっています。今後国とか県の補助金の見込みと施設の開設の予定について、建設場所とか施設規模、予算などの審議は十分されたのかどうか、お聞きします。

もう一点、3点目に金井のデイサービスセンターの事業所、これは知的障害者のデイサービスセンターなのですが、本年の9月に開設予定ということで予算が3,720万9,000円上程されていましたが、今回12月の補正で減額となりました。この開設遅れの原因の解明と、それから聞くところによると来年の4月には開設できるということをお聞きしていますけれども、その辺のところの確認をされたのかどうか、この3点よろしくお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

熊谷厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（熊谷 実君） ただいまの質問であります、1点目は人件費につきましては現在県に対して18年度の補助金を申請中ということでもあります。また、両施設の今後の支援であります、この種の施設については不景気というようなこともあり、全体的に仕事の受注が減っている傾向にあるということで、これまでも市が仕事の仲介をするなど可能な限り支援をしてきている、今後も継続をしていくということでもあります。

2点目の関係であります、これは18年度に単独事業として着手をすることを前提に現在関係者等と検討中とのことです。

3点目につきましては、この事業については佐渡福祉会が事業主体でありましたが、日本財団からの補助金が採択にならなかったため、事業規模の縮小を含め建設計画を再検討することになった経緯から開設

予定が遅れておりますが、18年4月に開設をするということで、既に10月の25日に入札執行がされて、今聞いているところでは予定どおり18年4月にオープンができるということであります。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 2回目の質疑を許します。

村川四郎君。

○30番（村川四郎君） クローバーの方は補助金が出るように今進められているということなのですが、現在障害者自立支援法が来年の4月から施行されるということでなかなか先行きが見えないという面もあって、執行部側ではたしか来年の3月の中ごろか終わりぐらいには県からの補助金が出るか出ないかの確定があるということだったのですけれども、もし出なかった場合、佐渡市としての独自の支援を行うという審議をしていただけたかということをお聞きしたいのと、もう一つは現在知的障害者、精神障害者の方々は佐渡市で約1,800人ほどおられるのですけれども、施設が非常に不足しております。それで、希望の家とかデイサービスセンターは確実に運営されるように審議していただきたかったのですけれども、今後このような施設がまだまだ足りないのですけれども、今後の開設についての新しい施設の審議をされたのかどうか、その2点をちょっとお聞きしたいのですけれども、よろしくお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（熊谷 実君） 個々に見ますと不十分な面というのは確かにあるかと思いますが、開設して間もない施設でもあるというようなことで、全体的にはできる限りの支援をしておりますし、今後も支援を継続をしていきたいということでもあります。ただ、今質問がありました新規の開設という部分については、審議をしませんでした。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 3回目の質疑を許します。

村川四郎君。

○30番（村川四郎君） この補正予算の関係で私の一般質問が非常に未熟だったために、私自身が十分な確認をできなかったことを厚生の委員会で諮っていただきまして、まことにありがとうございました。ただ、新潟県は非常にこの障害者対策に対する姿勢が遅れています、ですから、新潟県の中でも利用者の方、対象となる方が非常に佐渡市は多いですので、県の動きに合わせると弱者に対して非常に冷たい佐渡市になってしまいますので、今後とも前向きな検討をしていただけるようお願いしまして、質問を終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 村川四郎君の質疑は終わりました。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第258号について討論の通告がありますので、発言を許します。

金光英晴君。

〔38番 金光英晴君登壇〕

○38番（金光英晴君） 議案第258号に反対の立場で討論をさせていただきます。

我が会派は、合併し、改革期にある佐渡市を一日も早くあるべき組織にし、住民サービスを充実できる

行政体にすべきとの思いの議員が集まって構成している会派であります。ほぼ月2回の会派の勉強会では、執行部から行政について教わるのではなく、提案型の事例を挙げ、執行部や議員各自の間で対等に議論しながら勉強し、おのおのが自分の考えをまとめ、おのおのの責任において議員活動に生かしていく気風の会派であります。会派内での意見が食い違っても、よほどのことがない限り会派による締めつけ等による議員の行動に制限をかけることがない自由闊達な会派であります。したがって、今回の私のこの討論が会派の総意でないことをまずもってお断りしておきます。

今回の機構改革の条例改正が提案されたことは、改革をしようとする執行部の意思は高く評価するものであります。しかしながら、その内容につきましても改革とは名ばかり、改革と似て否なるものであり、市民の皆様方には到底ご理解を得られるものではないと言わざるを得ません。

この件について、多くの市民の方々からさまざまなご意見をちょうだいいたしました。その多くは、市民の利便性につながらない、時代に逆行している、財政の負担がふえるといったものでありました。以下に具体的に市民のご意見をご紹介しますので、議員の皆様には採決の前にご一考くださいますようお願いいたします。

まず、職員OBの方のご意見であります。今回の提案は、部長制を採用したいという提案だけで、今後の改革の道筋を示していなく、組織の肥大化を心配する。合併時には10年間のおおよその予定を示してあった。しかし、今回提案の部長制はその予定にはなかったことであり、合併時に示されたことを変えるのであれば、少なくとも残りの期間中についてはどうなるのか、示さなければならない。

次に、議員OBの方のご意見であります。部長制、課長制については、合併協議会で議論されて課長制に決まったのではないかと。自分の記憶では、当時の両津の議長1人だけが部長制を唱えていたが、通らなかった。当時の高野町長は両津の議長とかなり議論していたようだが、自分で否定していた制度を何ゆえに取り入れるのか。何の説明もなく今回提案した高野市長には、政治家として不信感を覚える。

次に、40代の会社員の方のご意見ですが、一般質問で部長制にすることにより300万円ぐらいふえることがわかった。新聞に部長には外部からの雇用も含めて考えたいと載っていた。現在県から来ている職員の給料も佐渡市で負担していると聞いているが、外部から雇用すればさらに1人800万円ぐらいの負担がふえるのではないかと。人が多過ぎると言っているのにまた人件費がふえるのではないかと。そんなお金があるならもっと市民のために使ってほしい等々のご意見をいただきました。

今ほど紹介したのはほんの一例でございますが、高野市長の説明では市長のビジョンが感じられず、市民からの多くのご意見に私は残念ながら適切な答えを申し上げることはできませんでした。長としてのリーダーシップと説明責任を果たしていない市長に、市民は不満に思っているようであります。

私は、委員会の合間に総務文教委員会を傍聴させていただきました。今回の条例案について、規則への委任については議論されていましたが、そのときに改めて気づいたのですが、この本条例案が通れば今後は課や室、係の増減については議会に諮ることなくできるようになり、改革が容易になる反面、組織の肥大化も容易になります。委員長報告を読む限り、組織の肥大化に歯どめがかかっていないように感じます。

今国や自治体では人件費削減を掲げ、組織をスリム化する行政改革に取り組んでいます。この時期に職員を減らし、組織だけが肥大化をするおそれがある今回の改編による市民にわかりにくい組織の細分化は新たに縦割り行政の弊害を生むおそれがあり、時代に逆行していると言わざるを得ません。また、今回の

改編は、市全体の仕事量が大きく変化するわけではないにもかかわらず、助役の決裁の一部を部長に下げ、課長の守備範囲を約半分にするというものであり、これでは助役、部長、課長を楽にするだけであります。

今回の討論に際して意のある職員から電話をもらい、大変驚きました。内容は、「本庁と支所でダブった仕事をしている。業務を見直し、改善し、各セクションの決裁権を明確にすれば仕事がしやすくなり、むだなお金を使わないでも行革はできるので、頑張してほしい」というものでありました。

この1年9カ月を振り返ってみると、市長、助役と本庁と支所、それぞれがばらばらに仕事をしているように思えます。また、ことし4月に発足した市の中には、市長の意図した仕事をしていない室もあるように感じます。今は、合併直後の改革期にあります。改革期は、内を固める時期であると考えます。市長は、外交を助役に任せて庁内に腰を据え、職員と意思の疎通を図り、絶えず市の進む方向を示していれば、むだなお金をかけることなく、スリムな組織を構築できるものと私は信じております。また、市民の方々もそれを望んでおられます。

改革の必要性については私も十分に理解し、一步でも踏み出すべきと思っておりますが、冒頭に紹介した市民のご意見にあったように、時間を巻き戻し、改革を先延ばしするような今回の改編には反対するものであります。合併とは合理化であり、改革は痛みを伴うものであります。組織の一部だけがぬくぬくと楽をするような改編は市民の利益に反することであり、改革を先延ばしするだけであります。こんな議案に賛成するのであれば、まさに何でも賛成団だと市民に言われてしまいます。

議長にお願いがあります。採決は、起立採決にて行うようお願いいたします。テレビを通して賛否の議員を市民に知ってもらふべきだと考えておりますので、よろしくお願いいたします。総務文教委員から漏れ聞くところによりますと、委員会採決の折賛成しなかった議員に「なぜ反対するのか。市長に言いつけるぞ」と言った議員がいたそうではありますが、この後賛成討論をする議員と同じ会派の議員でないことを祈りたい気持ちであります。議員の皆様、これから採決までのわずかな間、昨年4月の選挙に自分の名前を書してくれた市民の顔を一人一人思い起こし、いま一度考えてご判断いただきたいと思います。良識ある議員の皆様のご賛同をお願いし、反対討論といたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、川上龍一君。

〔41番 川上龍一君登壇〕

○41番（川上龍一君） 議案第258号に賛成の立場で申し上げます。

今回の佐渡市行政組織条例は、合併により肥大化した現状の組織を統括するため部制を導入し、部長に政策実行の権限委譲を行うとともに、行政運営の明確化、効率化を進め、住民福祉の増進に努めることを基本理念とし、今回議会に提出されたものと考えております。

現状の佐渡市の組織は、本庁、支所間の業務態様が明確でなく、全国の類似団体から見ても多くの職員を抱えているにもかかわらず、効率的な事務執行がなされていない。そのことにより本庁、支所間で同様の業務を行い、人件費などにおいて多大な経費をかけ、職員間においても業務量のバランスに欠け、勤労意欲の向上を阻害する一因ともなっている。職員が多いことは財政負担を伴うことであるが、ある面では佐渡市の財産でもある。職員の持っている能力を最大限発揮することができるよう人材育成に努め、市民協働によるまちづくりを目指し、この広範囲にわたる佐渡市の将来設計を構築すべきであると考えます。今回の行政組織の改正が万全ではないとしても、適正人員への移行を図りながらも複雑、高度、多様化する

行政需要に対応するため、本庁部門では専門化する部署を設け、支所では本庁で行うべき業務は速やかに本庁に移行し、窓口サービスの向上を図る方向で構成されているものと理解している。

12月9日に発表された地方制度調査会の「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申について」の中でも地方自治制度の弾力化がうたわれ、地方分権改革により地方公共団体の役割と責任が広がっており、組織運営面における自主性、自律性の一層の拡大を図りながらそのマネジメント機能の強化を図ることが必要だとしている。佐渡市においても、行政組織の改革により地方自治体の本旨にのっとり住民福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるよう適正規模の組織、機構を目指すよう期待をし、賛成意見を述べ、議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で議案第258号についての討論を終結いたします。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第258号 佐渡市行政組織条例の制定について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票による採決は、会議規則第71条第1項の規定により、2人以上の要求を必要といたします。

本案は投票により採決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立2人以上でありますので、本案は投票により採決することに決定いたしました。

それでは、本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖をいたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（浜口鶴蔵君） ただいまの出席議員は58名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載の上、議席番号順をお願いいたします。

投票願います。

〔投票〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（浜口鶴蔵君） 開票を行います。

佐渡市会議規則第31条第2項の規定により、立会人に7番、木村悟君及び50番、本間勇作君を指名します。

両君の立ち会いを願います。

〔開 票〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票の結果を報告します。

投票総数57票

うち、賛 成 41票

反 対 16票

以上のとおり賛成多数であります。

原案のとおり可決されました。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第258号を除く議案について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

熊谷厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長 熊谷 実君登壇〕

○厚生常任委員長（熊谷 実君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条、第134条及び第136条の規定に基づき報告します。

議案第261号 佐渡市介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、介護保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、当該条例中「痴呆等」という字句を「認知症等」に改めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第262号 佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、し尿処理手数料について、両津地区とその他の地区との間に差異があることから、これを1リットルにつき7円に統一するために当該条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第263号 佐渡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、市立相川病院の療養病床数を60床から58床に減らすことにより、病室環境を改善するとともに、療養病棟療養環境加算及び特殊疾患入院施設管理加算を取得し、入院収益に資するために当該条例の一部を改正す

るものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第282号 平成17年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。本案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億7,620万円を追加し、予算総額を64億4,956万4,000円とするものであります。歳入では、国庫支出金を1,444万5,000円の増額、療養給付費等交付金を1億6,015万円の増額等とするものであります。歳出では、保険給付費を主に退職被保険者等療養給付費の増額が見込まれることから1億9,332万7,000円の増額等とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第283号 平成17年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。本案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億6,364万円を追加し、予算総額を54億3,333万2,000円とするものであります。歳入では、保険料を、本算定後の収納見込みに基づき690万3,000円の減額、国庫支出金を4,418万2,000円の増額、支払基金交付金を5,236万4,000円の増額、県支出金を2,045万5,000円の増額、繰入金金を5,354万2,000円の増額とするものであります。歳出では、保険給付費を上半期の給付実績に基づき1億6,364万円の増とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第287号 平成17年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第3号）について。本案は、既定の予算から歳入歳出それぞれ403万円を減額し、予算総額を4億6,872万5,000円とするものであります。歳入では、サービス収入を介護保険法の一部改正により1,030万4,000円の減額、繰入金を600万円の増額等とするものであります。歳出では、基金積立金を1,300万円の減額等とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

陳情第4号 安全でゆきとどいた看護職員の配置を求める陳情。本案は、安全でゆき届いた医療、介護を実現するために、看護職員の配置基準を改善し、必要な財源を保障するよう国に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

継続審査中の請願第1号 サービス利用の制限や負担増など介護保険の改悪に反対し、改善を求める請願。本案は、高齢者が安心して介護を受けられるために、国庫負担を増額して介護保険制度を改善するよう国に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

質疑の通告はありませんので、質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより厚生常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、産業経済常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

金子産業経済常任委員長。

〔産業経済常任委員長 金子健治君登壇〕

○産業経済常任委員長（金子健治君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第265号 団体営土地改良事業の施行について（泉地区）。本案は、国道350号線沿いの泉第5集落において、豪雨時の湛水被害の解消を図ることを目的に、団体営土地改良事業（基盤整備促進事業）の排水路改良を平成18年度から佐渡市が事業主体となり実施するに当たり、県知事に協議し、その同意を得る必要があるため、土地改良法第96条の2第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第266号 新たに生じた土地の確認について（和木地内）、議案第267号 字の変更について（和木地内）。以上2議案は、佐渡市が和木漁港内において、漁港漁村総合整備事業により施行した漁港施設用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣功認可を得ましたので、地方自治法の規定により「新たに生じた土地の確認」及び「字の区域の変更」について議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第268号 字の変更について（大佐渡山麓2期地区砂田換地区）、議案第269号 字の変更について（大佐渡山麓2期地区中山換地区）、議案第270号 字の変更について（大佐渡山麓2期地区泉換地区）。以上3議案は、新潟県が佐渡市内において土地改良事業により施行した県営中山間地域総合整備事業大佐渡山麓2期地区の工事が完了し、砂田換地区、中山換地区、泉換地区の換地を行いたいのので、地方自治法の規定により「字の区域の変更」について議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第271号 字の変更について（吉井沖地区）。本案は、新潟県が佐渡市内において土地改良事業により施行した県営圃場整備事業吉井沖地区の工事が完了し、換地を行いたいのので、地方自治法の規定により「字の区域の変更」について議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第272号 字の変更について（素浜地区八升平換地区）。本案は、新潟県が佐渡市内において土地改良事業により施行した県営中山間地域総合整備事業素浜地区の工事が完了し、換地を行いたいのので、地方自治法の規定により「字の区域の変更」について議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第290号 公有水面埋立てに係る意見について（江積地内）。本案は、佐渡市が実施する漁業集落環境整備事業により、漁業集落排水終末処理場用地及び緑地広場用地を造成するため、公有水面を埋め立てることについて新潟県知事から意見を求められたので、異議のない旨答申することについて、公有水面埋立法の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして

決定しました。

継続審査中の請願第2号 地域経済の活性化などを求める請願。本請願は、政府が財政再建を最優先した歳出削減のため、財政負担の地方への転嫁や社会保険制度見直し、地方における公務員賃金を一方的に引き下げようとしていることが、ほかの労働者の賃金にも影響を与えるばかりでなく、公共サービスの低下や個人消費の低迷と地域経済の疲弊を招き、さらなる地域格差をもたらすこととなるので、地域経済の発展を促進するため、国会及び政府に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

継続審査中の請願第4号 ILO第175号条約およびILO第111号条約の早期批准を求める請願。本請願は、我が国のパート労働者が全雇用労働者の約4分の1を占めるようになったが、労働条件は厳しく、正社員との賃金格差は依然大きいものがあるので、パート労働者の権利と労働条件を確保するためにILO第175号条約及びILO第111号条約の早期批准を国会及び政府に求める意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

継続審査中の請願第8号 生活保護基準以下の新潟県最低賃金の抜本改正を求める請願。本請願は、佐渡市において国が定めた「最低限度の生活」よりも、現に働いている人たちが「生活保護基準以下」の生活を余儀なくされているとして、国民生活の最低保障を支える制度の基軸となる全国一律最低賃金の法制化について、国会及び政府に対して意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

継続審査中の請願第14号 遺伝子組換えイネの栽培実験中止を求める意見書提出を求める請願。本請願は、上越市の独立法人北陸センターで遺伝子組換え稲の野外圃場実験が始まったことに対し、安全、安心の環境保全型農業を守るために、中央農業総合研究センター北陸研究センターにおける遺伝子組換えイネの野外圃場実験の即時栽培を中止するよう政府関係機関に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

質疑の通告はありませんので、質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより産業経済常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

佐藤建設常任委員長。

〔建設常任委員長 佐藤 孝君登壇〕

○建設常任委員長（佐藤 孝君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第273号 市道路線の変更について（二宮332号線）、議案第274号 市道路線の認定について（二宮372号線）。以上2議案は、市道二宮332号線の終点を変更し、市道泉1号線に接続し、それに伴い区域外となる路線を新たに市道二宮372号線として認定するため、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第275号 市道路線の変更について（5区栗野江1号線）、議案第276号 市道路線の認定について（5区栗野江80号線）。以上2議案は、市道5区栗野江1号線の終点を変更し、サンスポーツランド畑野に接続し、それに伴い区域外となる路線を新たに市道5区栗野江80号線として認定するため、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第277号 市道路線の廃止について（三川31号線）、議案第278号 市道路線の廃止について（三川32号線）、議案第279号 市道路線の変更について（三川29号線）。以上3議案は、山田東集落と山田中集落を結ぶ主要幹線として、道路改良事業により新たな道路が整備されたことに伴い、市道三川31号線及び市道三川32号線を廃止し、市道三川29号線の終点を変更するため、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第280号 公有水面埋立てに係る意見について（河原田諏訪町地内）。本案は、新潟県が実施する海岸環境整備事業により海岸環境施設用地を造成するため、公有水面を埋め立てることについて、佐渡地域振興局長から意見を求められたので、異議のない旨を述べることにについて、公有水面埋立法の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第284号 平成17年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1,457万9,000円を追加し、予算総額を25億6,534万9,000円とするもので、その主な内容は歳出で建設改良費を1,440万円増額し、歳入で繰越金を1,718万7,000円増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第285号 平成17年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ748万4,000円を追加し、予算総額を67億4,078万8,000円とするもので、その主な内容は歳出で維持修繕費を740万6,000円増額し、歳入で繰越金を859万6,000円増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第291号 公有水面埋立てに係る意見について（江積地内）。本案は、佐渡市が実施する漁業集落環境整備事業により漁業集落排水終末処理場用地及び緑地広場用地を造成するため、公有水面を埋め立てることについて、佐渡地域振興局長から意見を求められたので、異議のない旨を述べることにについて、公有水面埋立法の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

質疑の通告はありませんので、質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより建設常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、決算審査特別委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

臼杵決算審査特別委員長。

〔決算審査特別委員長 臼杵克身君登壇〕

○決算審査特別委員長（臼杵克身君） それでは、委員会審査報告を行います。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告をいたします。

継続審査中の議案第232号 平成16年度佐渡市病院事業会計決算の認定について。本案は、両津病院、相川病院及び介護老人保健施設すこやか両津の公営企業会計決算について、地方自治法の規定により議会の認定を求めるもので、概要は次のとおりであります。収益的収入28億8,065万1,000円、収益的支出30億7,402万4,000円、資本的収入2億2,361万9,000円、資本的支出2億4,076万円。審査の結果、次の意見を付して原案どおり認定すべきものとして決定しました。

意見。1、病院間の連携について。医薬品を始め共通物品の一括購入による仕入原価の低減、職員の資格取得による施設の設備管理業務外部委託料の削減及び検査業務においては、両病院間の連携を深めるとともに人事交流も積極的に行い、合理化、効率化を図るよう一層の経営努力が必要である。

2、市立病院としての使命と役割について。両津、相川病院の病床利用率は80％未満である。質の高い診療を目指し、病床利用率を高めるには、医師の確保と特色のある病院経営が重要な課題である。佐渡の医療をどうするか観点から、市が策定する「佐渡の地域医療計画」の中に市民病院の使命と民間病院の果たす役割を相互に位置づける必要がある。巨額な欠損金を抱えており、一刻も早い方向性を見出し、累積赤字の解消に努めることが重要である。

継続審査中の議案第233号 平成16年度佐渡市水道事業会計決算の認定について。本案は、両津、相川、佐和田、金井、新穂、真野の6地区における水道事業の公営企業会計決算について、地方自治法の規定により議会の認定を求めるもので、概要は次のとおりであります。収益的収入12億4,047万2,000円、収益的支出11億8,419万2,000円、資本的収入4億8,380万5,000円、資本的支出8億8,530万9,000円。審査の結果、次の意見を付して原案どおり認定すべきものとして決定しました。

意見。１、水道使用料の未収金解消について。平成16年度末の水道使用料金の未収金額が5,629万2,000円（前年度6,272万2,000円）を計上している。未収金額の中で恒常的な滞納が相当数見受けられる一方で、平成14年度末に不納欠損処分したものが翌年度に納入された事例があり、16年度で特別利益（過年度損益修正益）として処理がなされている。水道使用料金は、受益者負担の原則と公平な料金徴収に意を用い、時効となり不納欠損処分に至る前に全力を挙げて回収に取り組むよう努力されたい。

２、公営企業会計担当職員の養成について。複式簿記に精通した職員が少なく、さらに電算処理に依存しているためか、肝心の総勘定元帳整理が不十分である。本庁の指揮命令が徹底されていないため、経理科目の不統一による特別損失（過年度損益修正額）の計上をしている。佐渡市発足初年度という特殊事情があったとしても、今後は公営企業会計の専門的知識を持つ複数の職員の養成が急務である。

継続審査中の議案第257号 平成16年度佐渡市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、一般会計及び13特別会計決算について、地方自治法の規定により議会の認定を求めるもので、概要は次のとおりであります。一般会計、歳入決算額523億2,080万4,000円、歳出決算額509億9,022万2,000円、歳入歳出差引残高13億3,058万2,000円。国民健康保険特別会計、歳入決算額66億5,499万1,000円、歳出決算額60億1,454万5,000円、歳入歳出差引残高6億4,044万6,000円。老人保健特別会計、歳入決算額93億1,327万6,000円、歳出決算額92億9,431万5,000円、歳入歳出差引残高1,896万1,000円。介護保険特別会計、歳入決算額50億8,436万1,000円、歳出決算額49億9,326万7,000円、歳入歳出差引残高9,109万4,000円。簡易水道特別会計、歳入決算額23億7,417万5,000円、歳出決算額23億553万8,000円、歳入歳出差引残高6,863万7,000円。下水道特別会計、歳入決算額63億4,642万円、歳出決算額62億258万円、歳入歳出差引残高1億4,384万円。土地取得特別会計、歳入決算額565万6,000円、歳出決算額565万6,000円、歳入歳出差引残高ゼロ。宅地造成特別会計、歳入決算額935万5,000円、歳出決算額869万2,000円、歳入歳出差引残高66万3,000円。歌代の里特別会計、歳入決算額4億9,105万9,000円、歳出決算額4億6,750万4,000円、歳入歳出差引残高2,355万5,000円。五十里財産区特別会計、歳入決算額48万1,000円、歳出決算額36万円、歳入歳出差引残高12万1,000円。二宮財産区特別会計、歳入決算額150万4,000円、歳出決算額145万6,000円、歳入歳出差引残高4万8,000円。新畑野財産区特別会計、歳入決算額569万2,000円、歳出決算額538万5,000円、歳入歳出差引残高30万7,000円。松ヶ崎財産区特別会計、歳入決算額4万1,000円、歳出決算額4万円、歳入歳出差引残高1,000円。真野財産区特別会計、歳入決算額233万4,000円、歳出決算額209万9,000円、歳入歳出差引残高23万5,000円。審査の結果、次の意見を付して原案どおり認定すべきものとして決定しました。

意見。１、計画的な事業執行について。平成16年度予算は、合併後初の通年予算の執行で歳入歳出執行率は95.1%となっている。暫定予算による事務執行の遅れや本庁、支所間の意思の疎通、連携不足と役割分担の確定の遅れから16億1,703万円もの事業を翌年度に繰り越している。予算の執行については計画的かつ効果的に行い、住民サービスの向上を図るべきである。

２、市税の滞納処分について。市税の収入未済額が3億8,834万6,000円（うち滞納繰越分収入未済額2億7,329万7,000円）、不納欠損額3,918万1,000円を計上している。税の公平負担の原則に基づき滞納処分をし、不納欠損に至らないよう職員挙げて徴収事務に取り組む必要がある。

３、浄書印刷業務委託の見直しについて。文書の浄書及び印刷に関する一部の業務を特定の企業に毎年

随意契約により委託契約をし、両津支所の文書室に無償で常駐させ、市の委託業務のみを行わせている。平成16年度は1,450万3,000円の委託料が支出されているが、この委託契約の形態は早急に改善する必要がある。

4、予備費の適切な充用について。予備費は33件、3,427万2,000円が充用されている。暫定予算の歳出予算不足と災害の不測事態への対応などが主であるが、充用先費目の不用額が著しく充用額を超えているものが相当数ある。予算執行状況を常に把握し、適切な予備費充用をすべきである。

5、土地賃借料の節減について。土地賃借料が相当額見られるが、長期的な経費節減の見地から賃借している土地については取得に努めるとともに、引き続き賃借する土地については賃借料の算出根拠を統一し、均衡を図ることが必要である。また、有効活用していない土地の精査をし、不要な支出の抑制に努められたい。

6、公有財産等の適正管理について。財産に関する調書において、有価証券、出資による権利及び物品の計上漏れが散見された。公有財産や物品については、台帳の整備等により常に把握し、適正な管理に努められたい。なお、決算書の物品の決算年度中増減額については、増と減を区別してそれぞれ記載するよう求める。なお、これは法定事項ではございませんが、要望としてこういうふうに分けて記載してほしいという意味であります。

7、監査体制の充実について。決算書に一部不適切な処理が見受けられたが、これについては監査における時間的な余裕がなかったと思料されるので、委員の増員も含め補助する職員の補充などを検討し、監査体制の充実を図る必要がある。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） では、決算委員長報告について質問をしてみたいです。

冒頭に決算審査報告書4ページ、計画的な事業執行について「13億3,058万円」という数字を「16億1,703万円」と訂正をしたが、訂正にしてはこの数字はまことに不可解です。例えば「3」を「8」に間違えたとか、その程度のものなら訂正であるが、本当に訂正なのかどうか、冒頭まずお尋ねしておきます。次に通告に従って質問をしてみたいですが、なぜ私がこういう指摘をするかということ、冒頭のやつです。少なくともこんなのは早く出さなければならぬのです。けさの本会議になって訂正表が出てくるなんていうのは、これはもう全く不見識も甚だしい。不注意などというものではない。そういう見地から冒頭まずこれを聞くと。こういうことか。

次に、通告に従って質問してみたいですが、まず議案第232号、企業会計のうちの病院事業会計についてお尋ねをいたします。病院の会計についての委員会の意見の中に、病床利用率80%未満とある。病床利用率80%なら真っ黒けの黒字になるのです、これ。いいですか。仮に79%であっても黒字であります。これは、まことに不適切な指摘である。実際は、両津病院は病床利用率63%です。相川病院が77.9%。二つ合わせても80%にはならないのです。それを80%未満と言って糊塗することはまことにけしからぬ。特に私は、両津病院の対前年比5.9%ポイントの減。病床利用率です。病院の経営というのは、改めて申し上げ

げるけれども、ホテルみたいなものなのです。外来幾らやっても赤字だと、こうなっておる。入院患者がふえてこそ黒字になる。だから、病床利用率というものを重視しなければならない。一般病院である両津病院の病床利用率が63%ということは、やがて一般会計から大幅な金の持ち出しをしなければ経営がでないということになるのです。今度の機構改革、組織改革のところで病院の上に一般会計の医療課というのを置くということがいかに不見識であり、いかに経営というものを知らないかということで私が力説をしておるのはここにあります。これを真っすぐ市長のところへ持ち上げて、そして市長が、こういうことではだめだ、直ちに新大の医事課へ行って、そして医師の確保を図る。はたまた県に対して、県立病院が佐渡には置かなければならなかったはずなのだ、それを置かなかったのだから両津病院の充実、佐渡島民のために充実しろ、このぐらいの談判をする必要がある。だからこそ機構改革のときに病院の上に一般会計の医療課を置くことはまことに不見識であるというのはこのことである。そこで委員長にお尋ねしたい。一体昨年に比べて約6ポイント病床利用率が落ちたことでどういうふうな経営状態になっておるのか、この点についてお尋ねをするものでございます。

次に、議案第257号、一般会計、特別会計についてお尋ねをするが、あなたたちが決算審査に入る前に「決算審査の着眼点」と普通言われておるのですが、あなたたちは「主な審査事項」と、こういう表現を使っているが、同じことであります。その中にどういうことが記述されておるかということ、施政方針に係る重要事項の執行と成果についてと、こういうふうなうたっておる。一体その主たる事業の評価がどのようになされたのか、審査報告にはない。この点は一体どうなのかということをお尋ねをいたします。参考までに申し上げますならば、市長の16年の施政方針演説と施政方針というのの特徴はこう書いてある。にぎわいの島づくりを合い言葉に力強く一步を踏み出すと、こうなっておる。にぎわいの島づくりの一步を進めたというその内容についての評価やいかん、お尋ねをします。

次に、財政問題について余り突っ込んだ審査結果が報告されていない。そこで財源構成を一般会計で見ると、自主財源というのは23.8%、124億7,585万6,000円である。依存財源76.2%、398億4,494万8,000円である。一体この自主財源の低さというのが今後どのように推移していくというふうに推計しておるのか、その分析の結果が報告書にはない。この点はどうかということであります。

次に、款別支出状況を見てまいると、もっと恐ろしいことが示されておる。いいですか。私はこう言っておる。この款別支出状況を見ると、予算の金の使い方に少しも工夫がなされていない。危機感もない。まさにずさんである。具体的に申し上げます。民生費で翌年に繰り越したのが約1億円。1億円も繰り越しながら2億5,000万円を不用額にしておる。何でこんな金が不用額になるのか。予算の見積りの誤りではないのか。誤っておるならば途中で補正減にすればいいのにそれもしていない。まさにずさんと言わざるを得ない。農水はどうだ。約9,000万円を繰り越しながら8,000万円の不用額を出しておる。商工、観光は大変だ、商工業者大変だと言いながら、約3,000万円を繰り越して不用額を3,600万円出しておる。これは一体どういうことか。次に、土木費を見てまいる。約7億6,000万円を繰り越しながら6,000万円を不用額にしておる。消防に至っては事情が多少あるとは思うが、繰越金3億3,000万円、不用額1億1,600万円出しておる。衛生費は4,300万の繰り越しに対して9,100万円。締めてどうなっておるかといえば、繰越金は16億1,703万9,772円。不用額が恐ろしい。9億9,872万3,084円、約10億というお金を不用額にしておるではないか。これは、まさにずさんな予算の見積もりと言わざるを得ない。この点決算委員会はこのよ

うに審査したのか、お尋ねをしたい。ちなみに申し上げますが、今土建業者が苦しいと言っておる中で普通建設費、つまり土建業者に対するお金のことであるが、対前年比50億円減額しておるのです。その中で7億も繰り越さなければならぬというようなことは業者としても納得いかぬ。

次に、税金の面から財政状況を見ると、こんなずさんな予算執行は許されないことがさらに明らかになる。個人市民税が対前年比較で減収額、市長、何と1億円を超えておる。1億円です。超えておるのです。いいですか。さらに、固定資産税6,400万円、償却資産5,700万以上の減額は何を物語るか。市民の担税能力が落ち込んでおるということである。さらに分析をするならば、その中身というのは、勤め人の給料が落ち込んで、まさにリストラによるところの給与の削減がこれを生み出している。もう一つは、商工業者の経営が危機的状況になっていることを示しておる。これについて決算特別委員会はどのような見方をしたのか、お尋ねをしておきたい。

これを不納欠損額と収入未済額で見るとさらに深刻である。税金の不納欠損額は約4,000万円である。ところが、収入未済額、これが3億9,000万、約4億である。そうすると、不納欠損、収入未済額の合計は4億円を超えるわけだから、これは来年もこのような状況が続くと判断せざるを得ない。このような事実関係について何ら触れていないということはどういうことか、決算委員会の分析をお尋ねしたい。

さらに、三位一体の改革の名のもとに小泉官民内閣は、地方交付税の別名交付金と言われる臨時財政対策債を大幅に削減している。16年度の借金と借金返済の関係を見ると、新規借金、つまり市債であるが、これを84億6,120万円借りて借金返済、公債費ということであるが、84億3,953万5,951円をなし込んでおる。つまり借金をして、そしてことしの借金をそれでなし込んで、やっとなんと行政の財政維持をしておるというのが、佐渡市だけではないが、同じようなことが行われておるわけです。そこで、ここで尋ねたいのは、先ほども触れたように小泉内閣は、三位一体改革はそれはやってもいいけれども、地方交付税の別名である臨時財政対策債を大幅に削減をしておる。そうすると、いいですか、来年以降どういう状況が生まれてくるかといえ、市債、つまり借金する金額は減ります。返済額はふえます。その結果、さらに1年間に使えるお金のところへ借金なしが食い込んできてどうにもこうにもなくなるとということが予測されるわけであるが、この点について決算委員会はどのような分析をしたのか、お尋ねをしたいと。

それから、決算審査特別委員会の報告の意見3にこのような記述がある。印刷業務委託見直しについてという意見がある。これは、両津市にあるところの印刷室のことであるが、これはまさに見当違いの意見も甚だしい。本当に調べてこの意見をつけたのか。これほど効率的で、行政がどれだけ助かっているかわからない、この印刷室のおかげで。とりわけ議会は、その恩恵をまろに受け取るはずだ。この業務は、今や世の中、官から民、官から民と、こう言っておるわけ。もちろんこの印刷室は民であります。官ではございません。しかし、これぐらい効率のいい印刷業務をやっているところはない。支出は1,400万でしょう。1,400万円で3人の人が、その他の経費も含めてこれで本庁の印刷物までやっておるわけでしょう。こんなのは、民間の印刷業に委託しても、こんなスピードと、こんな効率的な仕事はできません。この辺のところをしっかりと分析をしてこの意見はつけたのか。この意見だと委託がえをせよと書いてある。とんでもない話だと私は思うのだが、以上総括的に質問をしたが、委員長の方を答弁を求めます。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

臼杵決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（臼杵克身君） 加賀議員の質疑にお答えします。

まず最初、冒頭金額の訂正については訂正でございますので、よろしくお願いします。

それでは、両津病院の病床率の前年度減少の理由等について申し上げます。これにつきましては、インフルエンザの流行が例年の12月ころだったものが、16年は暖冬のために2月に入ってから流行したというようなことによりまして患者数の減が昨年より、15年度より2,858人少なかったというような理由もありますし、一番の根幹は医師の確保が困難であるということが根底にあるのではないかというふうに思います。内科医が1名不足、それから外科医が年度途中で退職されたというような事情もございます。また、経営の状況につきましては、16年度の損益計算書というのがございますが、これを見ていただければわかるわけですが、両津病院では未処理欠損金というものが16億6,286万ほどございます。それから、医業収益等につきましては、入院収益が6億8,900万くらい、それから外来収益が7億9,000万くらいであります。それから、医業費用につきましては、全部で17億6,300万くらい。明細個々のものは除きますが、そのうち一番大きいのが申し上げますと、やっぱり人件費に対する給与費というものが9億5,500万くらいあります。医業損失というのが2億3,492万あります。そういう状況でございます。

それから、市民病院のあり方の指摘ということでございますが、これにつきましては市民病院と民間病院の役割分担を相互に明確にした方がいいのではないかという趣旨でございます。また、市民病院につきましては、両津、相川合わせまして31億4,000万円の巨額な欠損を抱えておりまして、これら特に両津病院の場合見ますと、慢性的な医師不足の解消に努めることが、最大限努力を払うことが当面一番重要なことであろうと思われます。また、病床利用率を高めることは、今ほど医師の確保等により先決であります。しかし病床利用率が今の状態のままで推移するようなことが続くとすれば、これは病床数の削減や、あるいは病院の統合、それから運営そのものについても違った方法を検討する必要があるのではないかというような意見がありました。これに対し執行部からの回答は、こういう回答でございました。地域医療のニーズや他の医療機関の状況等を踏まえ、各病院の位置づけの明確化とそれに応じた診療科目、病床数、看護体制の見直し、整備を行い、民間病院との広域連携により病床率も向上、診療報酬の確保に努めたいというようなものでございました。

次に、2点目の一般会計決算についての長の施政方針にかかわる重要事項の執行状況についてでございますが、一つの主たる事業の評価及び問題点でございますが、このことにつきましては長から提出されました16年度主要施策の成果説明書の説明を求め、審査をいたしました。市長が目標として提唱したにぎわいのあるまちづくりについての評価の議論はありませんでした。加賀議員もご案内のとおり、昨年度は台風による水稻被害、中越地震による風評被害に伴う佐渡観光への悪影響、商店街が寂しく、活気がないと認識は委員会として持っております。

次に、自主財源と依存財源の財政構造と今後の見通しのお尋ねでございますが、加賀議員ご指摘のとおりでございます。平成16年度の自主財源と依存財源は15年度と比較しまして主なものを申し上げますと、自主財源は総体的に減少しておりますし、依存財源は増加しているというのが特徴であります。自主財源の大きなものであります自主財源の対象である市税、これは57億6,918万円でありまして、前年度より1.7%少なくなっております。それから、分担金、負担金につきましては1億432万円で36%少なくなっており

ます。それから、使用料及び手数料は12億432万円です。それから、繰越金 9 億5,541万円で36.3%と、こういうふうになくなっておりますし、それから繰入金につきましても23億8,766万円で55%の減というような状況でございます。

一方、依存財源につきましては、一番大きいものが地方交付税であります、これが214億4,770万円で、これは4.6%ふえております。それから、市債の発行ですが、これは74億915万円で13.1%減になっております。それから、地方譲与税が 7 億8,415万円で20.8%の増、国庫支出金が37億783万円、県支出金が38億6,660万円で、これは36.6%の減というふうになっております。自主財源が減少してきておりまして、地方交付税や市債等の依存財源に頼らなくては財政運営ができない構造となっております。

今後の財政見通しについてのお尋ねでございますが、これにつきましては平成17年度から 5 カ年、平成21年までの市財政計画について執行部から聴取した結果でございますが、自主財源の市税は決算額、これは16年度分でございますが、57億4,100万円が平成21年度には63億5,500万円と増額の見込みであります。また、依存財源の地方交付税でございますが、16年度決算額は214億7,700万円が平成21年には201億3,300万円に減少します。以下、国県支出金が78億200万円が46億200万円に減少、市債につきましても臨時財政対策債の減少と、新市建設計画の見直しなどに伴いまして77億700万円が67億9,100万円に減少するという見込みであります。これらは、いずれも三位一体の改革に伴う国と地方の財源配分から来るものでありまして、財政構造は一段と厳しさを増すものと考えております。また、市税の増収確保のための施策を講ずることが重要な課題であると認識をいたしております。

それから、款別支出の特徴と審査というようなことでございますが、まず翌年度繰越額と不用額の関係について申し上げます。16年度の繰越明許費につきましては先ほど申し上げたとおりでございますが、繰り越しの理由の主なものは、用地交渉が難航したため等が一番多いものであります。また、不用額については 9 億9,872万円を計上いたしております。土木費及び農林水産業費等を除く他の科目で予算の過大見積もりが特に多く見受けられたように感じます。予算状況を的確に把握していれば、過大な見積もりになるというようなことはなかったのではないかと。あるいはまた、年度途中で不用額の補正をすれば違った事務事業が可能であったと思われます。不用額率の多いものをちょっと申し上げますと、ご指摘のありました民生費については約 2 億5,000万、2 億4,973万7,000円、予算に対して不用額の率が2.7%であります。それから、衛生費は9,174万2,000円で2.1%、それから消防費は7,859万2,000円で3.5%、それから農林水産業費はちょっと低いのですが、7,780万で1.4%、商工費が3,643万円で 2 %、土木費は6,163万円で0.9%というような状況になっております。

それから、款別の特徴ということでございますが、まずこれを申し上げます前に、性質別の経費を前年度対比で見ますと、普通会計ベースで見ますと、投資的経費の普通建設事業費が107億3,817万円で、昨年度よりは47億9,400万円、約50億近いものが減額になっていることが最大の特徴であると思います。

次に、款別の特徴の主なものだけ申し上げます。民生費ですが、高齢者福祉施設として両津地区に 8 名定員のデイサービスセンターかんぞうの整備が行われました。それから、赤泊地区には、入所50、ショート20名の特別養護老人ホームの整備が行われました。小木地区に、児童福祉施設としてこどもセンターの整備が行われております。衛生費でございますが、両津真野地区の旧ごみ焼却場のダイオキシン調査及び解体調査設計に着手いたしております。農林水産業費では、金額は少ないのですが、昨年 8 月の台風によ

る水稻被害の損害評価補助金を農業共済組合に支出したものが特徴的であろうかと思われます。それから、商工費におきましては、がんばろう新潟佐渡キャンペーン事業補助金が支出されております。土木費におきましては、両津地区に若年層の人口流出対策の市営住宅の整備が行われております。10戸であります。それから、消防費でございますが、消防費につきましては効果的な消防、救急業務運営のための消防本部庁舎、それから前浜分遣所、海府分遣所の地質調査、設計調査に入っております。教育費では、小学校の建築が二宮、赤泊、深浦等行われておりますし、新穂小学校の用地取得及び設計調査に着手いたしております。それから、これは民生費の中にもありましたが、小木地区には幼稚園の整備、これはこどもセンターと合併施工で事業を実施して当たっているのが特徴であります。

それから、4番目の税金の不納欠損額と未済額が語る税收確保上の諸問題ということでございますが、長引く不況での倒産、それから廃業、縮小企業の増加、リストラにより、市税の不納欠損額は3,918万円、仰せのとおり4,000万円近いものがございます。収入未済額は3億8,834万円となっております。収入未済や不納欠損を生じないように日常の業務の中での徴収努力が大切であるということを指摘しておきました。また、滞納処分を具体的に取るべきであり、動産の差し押さえも検討してはどうかという指摘がありました。これに対しまして執行部からは、滞納処分等につきましては県から指導を得て差し押さえの勉強会を実施中であると。また、動産の査定の仕方についても、職員を東京に出張させて今研修中であるということであります。なお、差し押さえ事務については、本庁の職員で対応したいという回答がありました。

それから、市税の分析はいたしておりません。

5番目の市債と公債費関連でございますが、16年度は市債の発行額は先ほど加賀議員がおっしゃったとおり84億6,120万円。一方、市債償還の公債費は84億3,953万円で、ほぼ同額となっております。数字の上から見る限り、市債をそのまま償還に充てなくてはならないという仰せのと通りの形式的にはなります。市債残高が普通会計ベースで582億円のうち、60%程度は地方交付税でいわゆる基準財政需要額に算入され、元利補てんされておりますが、これ元利補てんされたものは公債費の償還財源に充当するために地方交付税が増加したとしましても実質使える交付税額は伸びないと。また、臨時財政対策債発行も抑制され、減少することが確実でありますので、今後は行財政の見直しを図り、事務事業のスリム化を図ることが重要との認識ですが、それ以上掘り下げた議論はありませんでした。

それから、6番目の両津支所の印刷業務委託でございますが、毎年特定の企業と随意契約により更新されて競争原理が働かないと、他の業者も参入できるように改善する必要があるという趣旨のものでございます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 2回目の質疑を許します。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 私の指摘に真っ向から否定する答弁はなかったから、おおむね私の言っておくことがそのとおりだという答弁をいただいている。そこで、誤解があってはならぬから改めて申し上げておきますけれども、この両津病院、これを建設するときの条件というのがあったと。両津病院を建てて病院の建築費の償還金を病院経営の中から出したらこれはもたないと。だから、両津病院は建てないと。そこで

どうやったら両津病院が建つかということを研究した。当時畑野に特養つくると、病院のできれば畑野の特養は両津へ来るなどという議論もしたのはそのころであるが、こういうこと。体育館を建てて赤字になったということはありません。そうでしょう。その方式でいけばいいのだ。つまり減価償却費というのを積み立てて経営状況を見るわけでしょう。30年後にまた両津病院を建てるときは、借金起こして一般会計がなせばいいではないかと。体育館建てたら赤字になったということはないのです。病院を建てても同じことだろうと、これが当時の両津市の知恵なのだ。だから、私が言っておるのが、赤字という名の黒字病院と言ったのが両津病院なのだ。なら両津病院が銀行から借金したことがありますか。赤字になれば大体銀行から借金して身動きならなくなる。そういうことはないということは、私が今申し上げたようなことで病院の経営をやってきた。ところが、病床利用率63%などということが続くと、これは今度は一般会計から経常経費を補ってやらなければならぬという、こういう事態に立ち至る。だから、今が大事なのだ。今はまだそういう状況にはない。すれすれのところへ来ておるわけだが、だから今こそ両津病院は医療課が上に乗るのではない。両津病院は独立した形で、相川病院ももちろんです。そういう形でやらないとだめだということなのだ。今が大事なところなのだ。これは意見が違ふと言うなら答弁を求めるが、特に答弁が要らないと私は思うが、事情はこうだと、今が大事なのだということを強調しておきたい。

それから、税収のこと、不納欠損のことで申し上げれば、先ほど委員長も言ったように、税務課はこう言っておるのでしょう。市民税先ほど私は1億円という減収があるのだと。昨年に比べてです。これは、リストラによる給与所得の減少がこういう結果を生んでおるということは税務課が答弁しておるはずでしょう。それから、償却資産については、倒産企業の増加やその他が影響しておる。つまり商売やっておる人たちが立ち至らなくなっておるのだと。だから、こういう実態をしっかりと踏まえてこれからの行政に当たらなければならぬということだろうと思うのです。この件についても私は異論がないだろうと思うところでございます。

それから、特にこれから重要視しなければならないのが、国の三位一体改革による臨時財政対策債、これをぶった切るというわけだ。もう一つ聞いておくが、国は何で臨時財政対策債を切るかということ、日本全国を見渡して1年間予算執行させてみて、要らぬところへ金使っておるではないか、やたらと不用額を残しておるではないか、だから臨時財政対策債を切るのだぞと、こう言っておる。この点については新しい私の提起でございますので、そのような審査がなされておるかどうか、時間の関係もありますので、これで質問を終わりたいと思うので、ひとつ私が聞いておることだけにお答えを願いたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

白杵決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（白杵克身君） お答えいたしますが、病院については特にその両津病院の創立当時の経過というのは私も余り存じておりませんので、特に申し上げることはございません。

それから、税収のことにつきまして同じような認識でございます。

それから、三位一体改革の関係による今後の財政対策債等が少なくなるというようなご指摘もありましたが、先ほど答弁申し上げましたように、そういうことが確実であるということでありまして、今後の行財政運営には見直しを図って事務事業のスリム化を図るということの認識しかございませんので、それ以上掘り下げた議論は行っておりませんので。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより決算審査特別委員会に付託した案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

お昼になりましたけれども、続けさせていただきたく思います。

日程第2 発議案第15号

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第2、発議案第15号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金子健治君。

〔29番 金子健治君登壇〕

○29番（金子健治君）

発議案第15号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成17年12月26日

提出者	佐渡市議会議員	金子健治
賛成者	〃	中村剛一
〃	〃	大石惣一郎
〃	〃	本間勘太郎
〃	〃	木村悟
〃	〃	末武栄子
〃	〃	石塚一雄
〃	〃	若林直樹
〃	〃	村川四郎
〃	〃	高野正道
〃	〃	名畑清一
〃	〃	渡邊庚二
〃	〃	川上龍一
〃	〃	本間千佳子

遺伝子組換えイネの栽培実験の中止を求める意見書

本年5月31日、独立行政法人 農業・生態系特定産業技術研究機構中央農業総合研究センターの北陸研究センターは主務大臣の認証の下、遺伝子組換えイネの隔離圃場実験の田植えを実施した。

将来的な食料、環境問題等への対応可能な技術として、有益であるといわれているものの、遺伝子組換え作物は人体、生物、環境への影響等が懸念され国民の疑問と不安は依然として大きいものがある。隔離圃場とはいえ野外栽培実験に、地域住民は大きな不安を感じている。しかも、全国有数のコメどころ新潟県で行われることの影響とリスクは計り知れない。

現に北陸センター説明会等では不安を訴える声が多く出され、農業関係者、消費者そして地域住民との間で理解が得られているとは到底いえない。

まして、本県はコシヒカリの優良産地であり、風評被害等の発生防止に、特段の配慮が必要とされる。また、食の安全・安心を求める県民世論に対して、北陸センターの説明責任は未だ不十分である。

よって、こうした状況の下で、北陸センターの栽培実験が継続され、しかも新たな田植えが実験されることは適当でなく、即時中止されるべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） これより発議案第15号についての質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

発議案第15号についての質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第15号は原案のとおり決定いたしました。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 昼食の間に大ざっぱに議論をしても雑になりますので、この際12時が過ぎましたので、昼食休憩に入った方がよろしいと思いますので、お諮り願いたいと思います。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 日程では発議案だけで、あと休憩したいと考えておりました。

日程第3 発議案第16号

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第3、発議案第16号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

梅澤雅廣君。

〔53番 梅澤雅廣君登壇〕

○53番（梅澤雅廣君）

発議案第16号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成17年12月26日

提出者	佐渡市議会議員	梅 澤 雅 廣
賛成者	〃	渡 部 幹 雄
〃	〃	竹 内 道 廣
〃	〃	小 杉 邦 男
〃	〃	猪 股 文 彦
〃	〃	本 間 千佳子

議会制度改革の早期実現に関する意見書

国においては、現在、第28次地方制度調査会において「議会のあり方」について調査・審議を行っており、このような状況を踏まえ全国市議会議長会は、先に「地方議会の充実強化」に向けた自己改革への取り組み強化についての決意を同調査会に対し表明するとともに、必要な制度改革要望を提出したところである。

しかしながら、同調査会の審議動向を見ると、全国市議会議長会をはじめとした三議長会の要望が十分反映されていない状況にある。

基本的な地方分権時代を迎え、住民自治の根幹をなす議会がその期待される役割と責任を果たしていくためには、地方議会制度の改正が必要不可欠である。

よって、国においては、現在検討されている事項を含め、とりわけ下記の事項について、今次地方制度調査会において十分審議の上、抜本的な制度改革が行われるよう強く求める。

記

- 1 議会の招集権を議長に付与すること
- 2 地方自治法第96条2項の法定受託事務に係る制限を廃止するなど議決権を拡大すること
- 3 専決処分要件を見直すとともに、不承認の場合の首長の対応措置を義務付けること
- 4 議会の附属機関の設置を可能とすること
- 5 議会の内部機関の設置を自由化すること
- 6 調査権・監視権を強化すること
- 7 地方自治法第203条から「議会の議員」を除き、別途「公選職」という新たな分類項目に位置付けるとともに、職務遂行の対価についてもこれにふさわしい名称に改めること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

以上。

○議長（浜口鶴蔵君） これより発議案第16号についての質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

発議案第16号についての質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第16号は原案のとおり決定いたしました。

日程第4 発議案第17号

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第4、発議案第17号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

梅澤雅廣君。

〔53番 梅澤雅廣君登壇〕

○53番（梅澤雅廣君）

発議案第17号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成17年12月26日

提出者	佐渡市議会議員	梅澤雅廣
賛成者	〃	渡部幹雄
〃	〃	竹内道廣
〃	〃	小杉邦男
〃	〃	猪股文彦
〃	〃	本間千佳子

小木直江津航路堅持に関する意見書

新潟県が佐渡汽船の問題について「小木直江津航路のあり方検討会議」を設置し、その解決を模索していることは承知しているところである。

佐渡島民にとって、航路は本土を結ぶ生命線とも言うべき交通機関である。このことを前提に島民は、佐渡の振興を図ることを議論している。よって、3航路すべてを存続することは至極当然である。

また、泉田知事自身も就任直後の県議会で佐渡汽船の経営体質改善のためには、赤字航路の取扱いと国の補助金制度を活用し、佐渡観光の活性化を図るべきと答弁されており、このことは正に島民の立場に立った発言と理解する。

したがって、本議会は、小木直江津航路の廃止は議論の対象にならないものと認識しており、小木直江津航路は国道350号線に指定されていることから、これを堅持するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上、ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） これより発議案第17号についての質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

発議案第17号についての質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第17号は原案のとおり決定いたしました。

ここで休憩いたします。

午後 0時18分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 新市建設計画等調査特別委員会の中間報告の件

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第5、新市建設計画等調査特別委員会に付託中の新市建設計画に関することについては、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行いたいとの申し出がありますので、これを許します。

近藤委員長。

〔新市建設計画等調査特別委員長 近藤和義君登壇〕

○新市建設計画等調査特別委員長（近藤和義君） 本委員会に付託されました事件について、会議規則第45条第2項の規定により報告をいたします。

新市建設計画等調査特別委員会中間報告。

当委員会は、平成16年10月5日の中間報告で国の三位一体改革の影響や当初計画の甘さなどから、合併前に策定した財政計画に比較して平成16年度から平成25年度までの10年間で合併特例債事業と普通建設事業の合計額の約34％に相当する事業の削減が必要と指摘した。これは合併前に策定された計画事業費1,605億6,300万円に対し、合併後の平成16年の見直し事業費は1,072億1,500万円であり、533億4,800万円削減されたものである。本年10月14日に企画情報課から提出された平成25年度までの事業の見直し調整案は1,172億3,000万円であり、財政課の示す建設事業費1,072億1,500万円に比較し、100億円以上の削減が必要とされるものである。

財政課では、さらなる一般財源の不足から本年度財政計画の再見直しを行い、平成17年度から平成21年度までの5年間に建設事業費を約55億円削減させるとの見通しを示しており、平成25年度までを想定するとさらに約100億円の削減の上乗せが必要とされ、合計200億円以上の建設事業費の削減が求められている。これは、合併時の建設事業費に比較して約40％、630億円の削減額であり、合併特例債事業費442億6,000万円を約190億円も上回る削減額である。つまり事業費のボリュームで見ると、合併することに伴う最大のメリットである合併特例債事業で合併前に旧市町村の住民に約束をした全島網羅の89項目の事業すべてを破棄してもなお190億円もの大幅な財源不足を生じるという極めて悲惨な状態に現在の佐渡市は追い込ま

れている。

したがって、合併前の旧市町村との約束は実現不可能であり、今後は新たに佐渡市全体を高所大所から見て各地区の特色ある発展を目指すべく、新市建設計画を精査、検討する必要がある。これらを踏まえて、新市建設計画を以下のとおり再調査、再分析し、当委員会の報告とする。

１、委員会開催日。平成16年12月13日、平成17年３月24日、平成17年６月23日、平成17年８月31日、平成17年10月３日、平成17年10月４日、平成17年11月16日、平成17年11月24日、平成17年12月20日。

２、調査結果。①、総務課。本庁機能の整備を早期に進めるべきとの意見は、当委員会で一致するところである。本庁機関である議会と教育委員会等は、職員の待機時間や移動時間のむだを省くとともに、議会及び行政の効率的な運営をするために市庁舎近隣施設の活用や増設、仮設などで平成20年度までに本庁機能を整えるよう検討されたい。また、各支所や保育所、学校統合等により生ずる遊休施設（国県管理施設等も含む）を他目的に使用可能か精査し、使用できるものはその有効利用を積極的に進め、極力設備投資は控えるべきである。なお、アスベスト使用施設は、現在市管理施設58施設102カ所、学校４校９カ所であり、これらは市民の健康を害し、死に至らせる危険性が大きいので、各施設とも緊急な対策が必要である。

②、企画情報課。情報化推進ネットワーク整備事業（ケーブルテレビ整備）26億3,400万円は、平成18年度10億3,500万円、平成19年度10億3,500万円で終了する計画であるが、整備地域と未整備地域の格差是正のため、早期に整備されたい。行政情報システムの構築17億3,000万円は、残事業として平成17年度から平成20年度までに毎年２億円が予算計上されている。システムの中で戸籍や図書館管理システムは不可欠であるが、GIS（地理情報システム）、水道料金システム等の導入は市民にとって早急に必要なものかどうか、計画年度も含め検討されたい。

③、社会福祉課。総合福祉会館建設15億円は、今後生じてくる遊休施設の活用や計画年度の見直しも含め再度検討されたい。障害者施設及び老人福祉施設の整備は、12カ所21億9,944万円が計上されている。これらの福祉施設整備は重要な施策であるが、遊休施設の活用や適正な配置と民営化を目指して実施すべきである。保育園整備については、９カ所12億8,227万円の計画である。保育園統合検討委員会の統合案は、今後８年間で公立30園を18園に、へき地５園を３園に統合し、その後平成30年度までにさらに公立16園に、へき地２園に統合するものである。保育園建設は、この佐渡市保育園統合計画の統合予定年度を踏まえて整備すべき優先施策であり、具体的な統合計画を早期に市民に明示すべきである。また、佐渡市の保育園の民営化率は８％であり、国の平均51％や県の平均31％と比較して極めて低いので、老人福祉施設整備と同様に法人等による民営化や幼稚園と保育園の統合（幼保一元施設）を検討されたい。

④、環境保健課。保健センター建設事業については、遊休施設の活用を再検討されたい。火葬場改築事業は、北田野浦２億1,400万円、三香苑５億7,000万円が計上されている。現在市内に斎場は５カ所あるが、対象範囲を変更しての統廃合が可能か、検討されたい。佐和田のし尿処理施設建設事業22億円は、八幡の国仲清掃センターの昭和60年に供用開始された30㎡／１日の処理施設と昭和50年供用開始の20㎡／１日の２方式であるが、双方とも老朽化したので、同規模のものを改築したいものである。処理が間に合わず投入制限をしている現状から、隣接地に新設することをあわせ下水道施設へのし尿の受け入れなどにより１日当たりの処理量をふやすことが可能か、検討されたい。また、下水道整備区域における水洗化率は

現在43.4%と極めて低い、今後普及率と水洗化率の向上を図り、し尿処理施設への負担を軽減することが必要である。

⑤、農林水産課。林道、森林管理道路、漁港整備などについては、市の負担率（県単林道55%など）及び負担額が大きいので、全体計画の縮減を念頭に置き、市民の要望が強いものを精査し、整備されたい。また、農林水産業は佐渡市の基幹産業であるが、長年低迷が続けているので、実効性の高い建設計画と予算執行が必要である。

⑥、観光商工課。佐渡インフォメーションセンター整備事業18億4,170万円は両津北埠頭の開発であるが、案内センターは南埠頭での整備を検討されたい。北埠頭は、海浜公園と物産販売所や市民の要望が強く採算性の高い駐車場整備も視野に入れ、検討されたい。現在の北埠頭開発計画では費用対効果が望めず、佐渡の表玄関として観光発展にも貢献が困難なので、建設年度も含めて再検討が必要である。両津地区の中心市街地活性化事業11億1,100万円と相川地区の中心市街地再開発事業7,100万円は、観光資源とすべく慎重に対応されたい。また、そのほかにも佐渡市の新たな観光資源開発に向けての取り組みも必要である。

⑦、建設課。建設課所管の事業費は310億5,400万円で全体事業費の26.5%を占め、各課の中で最も多額であるが、すべての実施は不可能なので、優先事業の精査が必要である。道路整備については、国道、県道、市道幹線の整備を優先し、集落内整備は幹線との接続を基本に市単独事業は控えて改良、舗装を進められたい。また、佐渡市の主な税収である固定資産税を上げるために宅地化が見込まれる農地等には道路、上下水道整備など行政サービスを充実させ、宅地の連たん化を進めるべきである。八幡127号、豊田23号（湾岸道路）15億1,000万円は、その緊急度と必要性を再検討されたい。住宅建設費は、合計57億4,700万円の中で両津地区19億6,900万円、畑野地区15億2,800万円であり、2地区で全体の60%を超え、他地区に比較し極めて多い。今後は、建設適地を精査するとともに民間住宅建設を優先し、採算割れをする市営住宅は新規の住宅団地整備を控えるべきである。また、老朽化した市営住宅の改築は、耐用年数が長く、修繕費など維持管理費が少ない中層住宅（3階から5階建て）を視野に入れ、検討されたい。

⑧、水道課。石綿セメント水道管は、年次計画のもとに布設替えを進められたい。下水道特別会計への繰出金は平成17年度で18億7,100万円と非常に大きくなっている。したがって、今後の下水道整備は整備計画区域であっても住宅が点在する地域は建設費や市の後年度負担がますます膨張するので、合併処理浄化槽整備事業に切りかえることを検討されたい。

⑨、学校教育課。佐渡市学校教育環境整備検討委員会の答申は、小学校36校を13校と特色ある学校3校に、中学校16校を6校と特色ある学校3校に統合するものであり、これらの具体的な統合計画を早期に市民に明示すべきである。学校教育課からは、この実現に向けて各年度ごとに校舎などの改築計画が提示されているが、事業費が全体で230億1,000万円と極めて巨額である。学校統合に伴う学校建設は優先施策であり、平成25年までの合併特例期間の中で整備したいという趣旨は高く評価し、理解するが、財政的に起債も含めてこの計画が可能か、精査をされたい。また、中学校の統合により中学校校舎の小学校としての活用や辺地の小学校は中学校校舎との共用等を検討し、建設費の削減を図るべきである。

⑩、生涯学習課。生涯学習センター建設25億3,500万円は、既存施設の活用を検討されたい。佐渡総合社会体育施設整備事業は、総合体育館建設43億円と陸上競技場建設32億円である。総合体育館建設は、国仲の3カ所の体育館建設計画を一つに絞り、全国大会、県大会誘致可能な規模の体育館を建設し、若者の

スポーツ振興を図るとともに、島の活性化を目指すという検討委員会の答申の趣旨はよく理解できる。しかし、43億円もの巨費を投じることと、その後の維持管理費が財政的に困難であると思料する。したがって、現在利用者の使用頻度が高く、施設が不足している地域に適正な規模の体育館建設を検討されたい。陸上競技場についても、大会や合宿誘致など政策的に利用計画を立案するとともに、建設場所を慎重に選定し、極力建設費を抑えて全天候型陸上競技場の整備を検討されたい。南部地区体育館11億2,990万円は、今後生ずるであろう中学校体育館等の遊休施設の利用を図られたい。

⑩、消防本部。消防防災施設等整備事業（本部庁舎、訓練塔）は25億5,000万円の計上であるが、分遣所を含めて火災15分圏、救急30分圏を確保するとともに、厚生連病院の改築に伴う救急救命施設の整備も計画されているので、救命率向上のためドクターカーが運行可能で災害等緊急時に対策本部などの対応が早く、ヘリポートや駐車場等を共用することにより建設費の削減を図るため、消防本部庁舎は病院、警察署、市庁舎などの近隣が望ましいので、検討されたい。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で新市建設計画等調査特別委員会の中間報告を終わります。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） これは中間報告でございますし、会議規則45条2項の規定により中間報告を申し出るということでございますが、この内容には若干問題点があります。そこで、これをそのまま通してしまっっては、このままこれで終わりますと、あたかも議会がこれでいいのだというようなことだというふうな印象を与えてしまうのです。それと、議会の特別委員会というのが特に4常任委員会のような権能を持っていないという面もありまして、その辺を明確にしなければならないので、若干の質問を許していただけますかどうか、議長においてご判断を願いたい。

○議長（浜口鶴蔵君） では、暫時休憩します。

午後 1時47分 休憩

午後 1時50分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開いたします。

これから議会運営委員会をお願いいたします。

暫時休憩します。

午後 1時51分 休憩

午後 2時12分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開いたします。

今ほどの加賀議員の議事進行発言に対する見解を申し上げます。ただいま議会運営委員会等の皆様のご意見を賜りまして、また私自身の考えを申し上げますが、報告事項については質疑を受け付けておりません。そういうことで今回は質疑の通告、本来ならばそういったことを事前に議会運営委員会等で協議をするべきであったと思いますが、今時点では今加賀議員おっしゃることについては質疑をすることができ

ないということでご理解をいただきたいと思います。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 私も今の議長の説明で了とするのです。ところが、これは気をつけていただきたいのは、総合福祉会館も、それからインフォメーションセンターというのも、これは両津が合併するときの第1条件なのです。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○58番（加賀博昭君） いや、ちょっと待って。聞いてください。そこで、例えば総合福祉会館やインフォメーションセンターについては、今後建設については再検討が必要であるとかという、こういう表現ならば、これは何にも問題はないのです。ところが、総合福祉会館については、今後生じてくる遊休施設というのは、例えば学校が要らぬようになったとか、そういうものが出たときにそれでいいわと、こういう表現になって、かなり具体的になっておるために、これはきちっとその辺の真意をただしておかなければならないという問題が起こる。

それと、議会はこれでいいのです、議長。議長、議会はこれで了としておきますが、これは議事録になっております、今近藤委員長が読み上げたことは。これは、議事録となって外へ出てまいります。そうすると、今度は地域審議会は、これは両津の合併の目玉をみんなとってしまったのではないかと、これはどうするのだと、こういうふうに具体的な指摘になってくると、新市建設計画というものはかなり縮小とか、そういうことをしなければならぬということをはかりながらもかえって地域住民に無用な混乱を起こすと、そういう点があるので、私があえて指摘したのです。だから、今議長が報告事項については質疑をしないことになっておりますという説明は、私はそれはそれでいいのです。しかし、今後こういう問題について……

〔「中間報告……」と呼ぶ者あり〕

○58番（加賀博昭君） だから、ちょっと待てというの。そこを言うのだ。それで、こういうものについては十分注意をしてもらわなければならないし、それからこういう問題については質疑をするという制度をどこかで設けないと、これは今後ますますこういう混乱を引き起こす。今後議長において、この点も議運等で検討していただきたい。具体的な問題については、これは対市民との関係で問題が出てくるだろう。以上指摘して議長の見解を改めて聞いておきます。

○議長（浜口鶴蔵君） お答えいたします。

今後の協議の課題として、当然議会運営委員会等で中間報告に対する質疑の取り扱いについても協議を願うということにさせていただきたいと思います。

日程第6 議案第289号

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第6、議案第289号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案第289号をご説明申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦について。本案は、佐渡市の人権擁護委員、市橋英子さんの任期が平成18年3月31日をもって満了するので、引き続き市橋さんを佐渡市の人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は、法務大臣の委嘱の日から3年間です。

よろしくご賛同のほどお願い申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第289号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第7 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第7、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

各委員長から会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（浜口鶴蔵君） ここで、私から申し上げます。去る12月5日、加賀議員の一般質問における発言について、祝議員から議事進行がございました件について報告いたします。

まず、皆さんにご認識をしていただきたいのは、祝議員の議事進行発言の趣旨は、加賀議員の発言について「議長において精査していただきたい」というものでありまして、加賀議員の発言が不適切であるとか、不穏当であるとか、判断して報告せよというものではありません。よって、私からはあくまでも精査した結果ということで申し上げます。

公務員が公務において島内外に移動する場合、皆さん口頭においては「出張」と表現するのが一般的だと思います。しかし、行政の用語としては、佐渡市職員の旅費に関する条例第2条第3号等の規定により、市長を含めて公務のために出張はすべて「旅行」と表現することになっております。

なお、加賀議員におかれましては、このことを十分認識した上でのご発言であったとの申し入れがございましたことを皆さんにご報告いたします。

なお、本件については、私から議会運営委員会に対してご相談申し上げた結果、議長の判断にゆだねるという結論に至っておりますから、申し添えておきます。

以上であります。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 皆さんには、12月7日付で議長あてに「17年12月5日の加賀一般質問に対する祝議員の議事進行発言について申し入れ」という文書を差し上げておりますが、これに基づいて審査をされましたか。内容はどうなっておるかという、この議事進行発言は加賀質問中、「三役の出張という名の旅行」という発言が不適切の疑いありとするものである。加賀発言については、佐渡市職員の旅費に関する条例、第1章、総則、第2条、用語の定義の1号、内国旅行、2号、外国旅行、3号、出張、職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行することをいうとの規定に基づくもので、市長を含めて公務のための出張はすべて旅行と言うのが行政の用語となっているものである。祝議員の議事進行発言は加賀質問の神聖な発言に対するものであり、議員の名誉にかかわるものであるから、後刻市民に公表できる形で根拠を付して加賀発言の処理をするよう申し出ますと。17年12月7日、佐渡市議会議員、加賀博昭、佐渡市議会議長、浜口鶴蔵様と、こういう文書を出しておるわけであります。

この際申し上げておきますが、これは市長よく聞いておいていただきたいのですが、市長にも議事進行発言というのが許されておるわけであります。したがって、議員の一般質問に対して、これは私を不当に中傷するものであるとか、これは黙視できないというときは、市長は議長に発言を求めて、ただいまの○○議員の発言はこれこれで納得できぬと、検討されたいということで議事をとめることができるのです。だから、この際覚えておいてほしい。そういうときは市長はちゃんと言うこと。

それから、今回の祝君の質問というのは、まさに神聖な加賀質問の一般質問に対する、失礼だけれども、法律、法規も知らない者が思いつきで発言した。市長に対するおべっかでも使おうかという姿勢であるとすればこれは許されるべきものではないし、まさに祝議員の資質が問われておる発言になるわけであります。したがって、これは私は軽く扱えないということで文書で出しておるわけであります。

それから、本来なら祝君はこの審査が終わった後で、加賀議員、おれちょっと勘違いしてあの発言したが、勘弁してくれなと、このぐらいの発言あってしかるべし。それが社会から認められておる公人たる議員のとるべき態度であります。

私は、これは不問に付してもいいのであるけれども、議員の発言というのは神聖であります。いわんや一般質問の自分にかかわり合いのないことについて議事進行をかけておるわけでありますから、かけた以上は一定の根拠をもってその議事進行が生きるような、そういう発言でなければならない。私もよく議事進行をかける人間でございますが、常に自分の議事進行については法律、法規、そして一般的な社会通念に基づいて人の名誉を傷つけることのないように注意を払っておるものでございますが、この機会に厳重に注意をすると同時に、きょう新しく執行部が議事進行権を持っておるのだということを申し上げて、そのことが実際に行われるときに本当の意味での政策論戦ができるのだということを開陳してこの問題は終わりますけれども、先ほど議長の言った祝君は別にどうこうしろというのはない、検討してくれと言ったと言うけれども、何もないのに検討してくれなんていう発言があるわけではないので、加賀議員の旅行、旅行という発言は何か物見遊山のように旅行しておるといふふうに取り取れるからこの問題については精査せよというのが、大要こういう発言であったというふうに思います。

議長が加賀発言というのは会議規則に照らしても問題ないと言うからこれ以上の追及はしないが、議場の皆さん、議事進行という発言もこれは神聖なものであり、その議事進行発言は市長にも与えられておる

のだと、そういうことでこれから切磋琢磨してやっていく上にはこれは大事なことだということをこの事件を通じて明らかにして私の発言を終わります。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） 今私の資質に関するくだりがありましたので、発言。

私は議運の委員ですから、この経過については十分承知をしながら議長とも話をしたところであります。しかしながら、今の加賀議員の発言、当初から出張という名の旅行というところに力点を置いておりますけれども、我々がテープを巻き戻して精査をした結果では、私が勘違いでないというのは、旅行という名の出張という発言もあるのだ。これは、加賀議員が言うように、出張という名の旅行という形で条例上のことを累々言っておりますけれども、旅行という名の出張ときますとまるっきり解釈が違ってまいります。そのことを付して今度は私の資質まで言及したのでは黙っておくことができません。このことについて、議長、このくだりがあったのかなかったのか、はっきり答えてください。

○議長（浜口鶴蔵君） お答えいたします。

加賀議員の一般質問について、議会運営委員会等で皆さんにその抜粋したものを配付をさせていただいて、このことについて議論をしていただいたところでございます。祝議員前から言っておりますように、この質問の中に、旅行という名の出張とか、出張という名の旅行という部分があったと。このことを踏まえて議会運営委員会等でそれぞれの議員のお考えを聴取をいたしました。しかし、いろんな考えがございますので、最終的に今申し上げましたように議長一任ということになったということを申し添えておきたいと思います。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） まず、きちっと言っておきますが、この前の何でも賛成団というあの議事進行に関しても、今回の議事進行に関しても、議長の言っていることは明快ではないです。不穏当な発言、不適切な発言があったのかなかったのか、このことだけで判定すべきです、いつも。いつも何か遠回しな、ごまかしなようなことを言ってかえって問題を大きくしているのです。不適切な部分がなかったならなかった、よってそうあれすればいいのであって、いつも言われることとあなた答えることと全然違うこと言っているのです。今回ののもそうですが、この前のも同じこと。不適切な部分がなかったら、不適切な部分がないので、削除することはしませんと言って、それで終わればいいのです。変なことつけ足すからずっとこんな話になってしまう。これから先も起こります、同じことが。問題は、発言の中に不適切だったか、不穏当な部分があったかないか、このことだけできちっと裁定すべきだと思うのです。そういう考え方でこれからやってください。

○議長（浜口鶴蔵君） そのことを踏まえて議会運営委員会等それぞれの皆さんの考えを聴取した中で、私にゆだねられたことを報告いたしました。先ほどの祝議員のご発言というのは、前段申し上げましたように、不適切とか、不穏当とか、取り消すとか、こういうことではございません。中身を精査をした中で結論を出しなさいというのが議事進行のご発言の趣旨でございます。したがって、佐渡市議会議員の旅費に関する条例というものを重視しながら私の結論を申し上げたということでございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 不適切かどうかということについての議論は、議会運営委員会の中でもありました。しかし、この文言が不適切なのか、不穏当なのかという議論が、それぞれの委員の考え方が違いますから、私の判断にゆだねるということでありました。私個人が即本会議で結論を出すということについてはいささか問題があるから、議会運営委員会等で協議をしていただいた上でのことでございますので、このことをご理解賜りたいと思います。

〔「議事進行です」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） こういうことなのです。加賀の発言が不穏当なものであれば議事録削除しなければならないのです。だから、私がちゃんと公文書の条文と内容を付して間違わぬようにしてくださいよと。佐渡市職員の旅費に関する条例、第2条、用語の定義を添えて、出張でも何でも旅行という言葉しかないのです。出張という言葉ないのです。出張といえども皆旅行として扱うという用語を示して加賀の発言は不適切なものではないだろうと、こうっておるのにあなたはそのことを明快にしていない。多数決で決めることではないのです、これは。法律、法規に基づいて決めることなのです。そここのところをあいまいにしてはいけません。はっきりしなさい、議長。もし私の発言が不穏当なものなら、私からお願いして削除させていただきます。はっきりしてください。議会の名誉にかかわることだ。

○議長（浜口鶴蔵君） お答えいたします。

議会運営委員会では、今申し上げましたようにいろんな意見を聴取しました。その結果、議長にゆだねるということでありました。何度も申し上げます。賛否をとる形態ではないということ、その結果皆さんにわかりやすいご案内をさせていただいたということでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） それでは、議会運営委員会にはそれぞれ主観的な意見がある。法律、法規を無視して主観的な意見がある。そこで議長にお任せをしたということなのだが、議長は加賀発言については不穏当なものではないと判断したのかどうなのか、この1点だけを明確にしてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 不穏当であるかないかということについては、この定義というのが、非常に微妙であります。したがって、佐渡市職員の旅費に関する条例に基づく用語、定義というものを議会運営委員会に配付をいたしました。その内容等については、議員自らそういうことは承知をしていることであります。そのように申し上げたということであります。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） では、暫時休憩します。

午後 2時27分 休憩

午後 2時28分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開します。

大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 議長がいろいろお骨折りをいただいておりますけれども、議場の整理権というの

は議長の、これはもう絶対的な権限であります。したがって、議運にまで諮ってあなたがいろいろご意見を聞いたと。しかし、おおむねこれが了とするというような答え出なかったと、あなたにご判断を任せるという答えであったと。そしてまた、議事進行かけた祝さんが余りこだわっていないと、こういう発言をあなたがされた。言うならば、私に言わせれば、あなたは議会の整理権をもとにして何もなかったというのなら、加賀さんのことに対してそういう疑義はなかったのだから、祝さん、それはひとつ議長に免じて取り下げてくれと、あるいは何かがあったのなら、これは加賀さんにあなたの発言の中でこういう不穏当なところがあったのだからこれについて議長に任せてもらえぬかとか、そういう采配をしないと、私はこれは加賀さんから不穏当発言で取り消しをした一人なのです。それは、わかり切ったことをお互いに言う中でどっちにプラスがあるか得であるかということは、やっぱり議長がてんびんにかけてはだめだ。その中で議場整理権に基づいて議長に預らせてくれと。加賀さんののについても精査したが何ら問題なかったと、祝さんの方も言ってはみたけれども、極力そのことで目くじら立てるということではなかったと、あなたにそう言っているのですから、あなたの方でしっかりした裁定で、議場整理権によって議長はこの件を預らせていただいて、いわゆる不問にさせてくれということをやっぱり明快に言うべきです。言わなければお互いにいわゆるネックハンギングで首つり状態になっておるのです、これ。だから、結論を議長は堂々と言って、あなたには伝家の御旗、議場整理権というのがあるのですから、信念を持ってそういうことで私は着地点を見つけていただきたい。今のままですと加賀さんの、しかも一般質問中に、私もこんなことは見たことも聞いたこともありませんが、議事進行がかかるなんてことは、これはまさに暴挙であります。だけれども、それは出てしまったのだから、それをあなたが議運諮って精査した。あなたにすべての権限を任された。したがって、けんか両成敗ではないけれども、この件については議場整理権を持っている私に任せていただいて、今後の融和を図るためによりしく頼むということをあなたはやっぱり言うべきです。そうしないと、一方的に偏ったような聞き方によると、どっちの見方をしておるのだというようなとらえ方してしまいます。そういったことを心にひとつとめて、この後暫時休憩でも結構ですが、議長、言葉を整理して私はやらないと、これ重箱の隅に置いたようにいつまでも結論出ません。そういうことをご忠告申し上げておきます。

○議長（浜口鶴蔵君） お答えいたします。

今申し上げましたように、佐渡市職員の旅費に関する条例そのものを議会運営委員会の皆さんにお諮りを申し上げて、その条例というものを周知していただいた結果、私に一任ということでございますので。ただ、議会運営委員会の中ではいろいろご意見があったということを踏まえて私の見解を述べたものでございます。

大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） これで議長置きますけれども、堂々と議場整理権は私にあるのだということで、私に一任させてくださいと、その言葉でいいのではないですか。それは私が考えた結果だとかなんていうそんなおかしい話ではだめです、これ。ですから、議場の整理権というものは絶対権限なのです。それはあなたしかないので。ですから、私に議運も任せてくれた、したがって私の判断は整理権に基づいて穏便に着地点を求めたいからここでひとつ議長預かりということをお願いできないかと加賀さんにそのことを言えばいいのです。そうすればこれで話は丸くおさまるのです。

○議長（浜口鶴蔵君） 今申し上げましたように、条例に基づいた定義用語というものを重視しての結論だということにとどめていただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） これで本日の日程は全部終了しました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議長からお許し得まして、ごあいさつ申し上げます。

平成17年12月市議会定例会終わりました、一言ごあいさつ申し上げたいというふうに思います。本定例会では、行政組織条例、アスベスト対策経費の計上等を行う一般会計補正予算、平成16年度一般会計及び各特別会計並びに企業会計決算の認定について、また暫定施行しておりました旧畑野町財産区議会等を廃止し、新たに佐渡市財産区議会等を設置することに関連する議案の審議等々お願いしてまいりましたが、先ほどの人事案件を含め、継続審査となっております各会計決算の認定を合わせて47議案につきましてそれぞれ可決、同意をいただき、大変ありがとうございました。

一般質問では、23名の議員から行政組織機構の見直しや財政の見通し、観光振興、農林行政、生涯学習施設の整備計画、防災対策、アスベスト対策、はたまた佐渡汽船の航路に関する事など市政全般についてのご質問やさらにご意見、ご提言をたくさんいただきました。特に行政組織機構の見直しに関しましては、常任委員会でのものも含めて多くの議員の皆さん方からご意見をいただきましたので、将来の佐渡市のあるべき姿を見据えて、この情勢の変化に弾力的で素早く対応できる組織の構築に努めてまいります。

また、国の三位一体の改革により自治体の行政運営がますます厳しくなることが予想されまして、行政改革等を通じて足腰の強い自治体づくりが求められております。そのために、合併時にご議論いただいた新市の建設計画ではありましたが、これについても見直しを行い、財政基盤の安定を図り、着実な佐渡市の発展に向けた健全な財政運営を目指してまいりたいというふうに思っております。

平成17年も残すところあと5日。近年にない12月からの寒波到来による影響で、22日以降幾つかの地域で停電あるいは断水または土砂崩れもございました。特に主要地方道佐渡一周線の多田地内での路肩の決壊で市民生活には非常に大きな支障を来すということもございましたけれども、全般的に見まして自然災害においては昨年に比べますと比較的穏やかな1年であったというふうに思っております。

終わりになりますけれども、この1年間のご協力に感謝を申し上げ、12月議会の閉会に当たってのごあいさつといたします。いろいろありがとうございました。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で会議を閉じます。

平成17年第6回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 2時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成17年12月26日

議 長 浜 口 鶴 蔵

署 名 議 員 山 本 伊 之 助

署 名 議 員 近 藤 和 義